

～消費者注意情報～

婚活サイトに潜む「罠（ワナ）」に注意！

～婚活サイトを悪用し、出会い系サイトに誘導する手口に気を付けて～

(平成29年12月1日)

ネットで気軽に利用できる「婚活サイト」ですが、悪用による深刻な被害も発生しているため、注意が必要です。

相談事例1

結婚を前提としたお付き合いがしたいと思い、婚活サイトに登録。出会った男性とサイト内で数回メッセージを交換した後、男性から、「より親密な会話をするため、サイト外のメッセージアプリで話さないか。」と誘われた。メッセージアプリに移ると、自分の経歴など詳しい個人情報を伝えてきたので、当方もそれに応じて伝えた。

数回やり取りをした後、男性から「スマートフォンがウイルスに感染してしまった。別のスマートフォンに代えるまでの間、このサイトでやり取りしよう。」と、URLが記載されたメッセージが届いた。URLをクリックするとあやしい出会い系のサイトのような感じだった。大手企業が運営している婚活サイトなので信用して登録したのに、変な相手に個人情報を伝えてしまい不安でいっぱいだ。

(20歳代女性)

相談事例2

婚活サイトに登録し海外在住の日系人の女性と知り合った。メールや電話などで連絡を取り合っていくうちに好意を持った。女性が来日することになり、途中、「経由地の空港で盗難にあい、けがをして入院した。現金やキャッシュカード全てを無くした。後で返すので、送金してくれないか。」と連絡がきた。数か月の間に合計で500万円を超えるお金を送金したが、その後、女性と連絡がとれなくなった。

(50歳代男性)

ココに注意！・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス**★ 婚活サイトを悪用した勧誘や詐欺に注意しましょう！**

婚活サイトは結婚を前提に交際相手を探すことを目的としていますが、必ずしも真剣に婚活に励む人だけが登録しているとは限りません。事例のように、結婚を目的としない悪意を持った人物が潜んでいる可能性があります。

交際相手から、「別のサイトでやり取りしたい」という話が出た場合は、出会い系サイトに誘導されて多額の利用料を支払わされるおそれがあります。また、「お金を貸してほしい」と言われた場合も注意が必要です。顔の見えない相手とコミュニケーションを図る場合には、リスクが伴うことを認識し、自分の情報を相手に伝える際は慎重に判断しましょう。場合によっては不審者として、婚活サイトの運営者へ通報することも考えましょう。

★ 婚活サイトに登録する際には、サイトのシステムや利用規約等を確認しましょう！

婚活サイトの利用者から「契約期間が満了したらやめるつもりだったのに自動更新されてしまった」といった相談も寄せられています。婚活サイトに登録する際は、入会資格の他、本人確認の方法、料金設定、支払方法、退会方法など、利用規約等をよく確認しましょう。



東京都消費生活総合センター

03-3235-1155(相談専用電話)

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

すでに解決してしまった消費者相談情報や、窓口で相談するほどでもないけど困った経験をしたことがあるなどの情報をお寄せください。 <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/honnin-form.html>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。